

7 申込事項の変更と現況調査

利用申込み後、保育の必要性の事由や家庭の状況等に変更がある場合は、市へ手続きが必要です。手続き内容については、以下のとおりです。

変更内容	届出	添付書類・留意事項
① 住所変更（鹿屋市内の転居）	「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定変更等届出書」	—
② 希望施設や利用期間の変更		
③ 1か月以上の欠席		
④ 税の申告・更正		
⑤ 世帯員や氏の変更	「保育所等退所届」	《婚姻》 配偶者の保育の必要性の証明書類 《離婚調停中》 調停中であることが分かる書類
⑥ 保育を必要とする事由の変更		変更後の保育の必要性の証明書類 「1 保育の必要性と保育必要量」
⑦ 利用申込みの取下げ	「保育所等利用申込み取下げ届」	入所施設が決定している場合は、事前に施設に連絡してください。
⑧ 退所	「保育所等退所届」	事前に入所施設に退所する旨及び、退所する日をお伝えください。
⑨ 市外へ転出		継続して同施設に入所を希望する場合も必要です。

【注意事項】

- 添付書類がない場合は、変更が受け付けられません。
- 保育必要量の変更は、届出があった翌日以降になります。遡って変更することはできません。**
- 保育必要量の変更に伴う保育料の変更は、**翌月分から**になります。
(月途中の入退所の場合は、日割り計算を行います。)
- 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合や、届出をしなかった場合、特別な事由無く1か月以上登園しなかった場合は、実施解除（退所）となる場合があります。**
- 世帯員の変更や税の申告・更正があった場合は、事由の発生した翌月から変更となります。

【決定の保留・取消について】

以下の場合、入所の決定を保留または取り消すことがあります。

- ① 過年度の保育料に滞納があり、誠実な対応や支払いの意思がない場合
- ② 申込みにおいて、必要書類が未提出の場合
- ③ 申込書類や各種証明書に不備（記入漏れ）がある場合
- ④ 申込内容に虚偽があった場合
- ⑤ 申込時から変更になった事柄について、変更の届出がなかった場合

現況調査

・申込事項に変更がない場合であっても、鹿屋市へ保育の必要性が継続している事を届け出る必要があります。書類の提出がない場合や、保育の必要性の事由に該当しない場合は、実施解除（退所）となる場合があります。6月頃又は次年度申込みの際（11月頃）に依頼します。